

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

R2 年 6 月 24 日

兵庫県知事 殿

提出者

住所 赤穂市西浜町980-1

氏名 株式会社カンペ赤穂
代表取締役社長 堀 圭吾

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0791-46-2600

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社カンペ赤穂
事業場の所在地	赤穂市西浜町980-1
計画期間	令和2年4月1日から令和3年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項 別紙1, 2のとおり	
①事業の種類	
②事業の規模	
③従業員数	
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	別紙1, 2のとおり
(管理体制図)	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	別紙1, 2のとおり		
①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	別紙1, 2のとおり
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組）		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組）		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項 別紙1, 2のとおり

①現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組）		

②計画	【目標】		別紙1, 2のとおり	
	特別管理産業廃棄物の種類			
	全処理委託量		t	t
	優良認定処理業者への処理委託量		t	t
	再生利用業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者への処理委託量		t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t	t
(今後実施する予定の取組)				
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和 1 年度実績）】			
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		382.57	t
	(今後実施する予定の取組) R2年2月4日から電子マニフェストの運用を開始している。			
※事務処理欄				

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度(令和1年度)実績量

計画：今年度(令和2年度)計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量 (前年度実績値の①)		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の②+⑧)		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑤)		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量 (前年度実績値の⑦)		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量 (前年度実績値の③+⑨)		全処理委託量 (前年度実績値の⑩)		優良認定処理業者への処理委託量 (前年度実績値の⑪)		再生利用業者への処理委託量 (前年度実績値の⑫)		認定熱回収業者への処理委託量 (前年度実績値の⑬)		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 (前年度実績値の⑭)	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
7000 引火性廃油	383	360	0	0	0	0	0	0	0	0	383	360	383	360	364	340	19	20	0	0
合計	383	360	0	0	0	0	0	0	0	0	383	360	383	360	364	340	19	20	0	0

※上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へ産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙2（廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書）

1 当該事業場において行っている事業に関する事項

①事業の種類	1644 塗料製造業
②事業の規模	製造品出荷量 30,022 t/年（令和1年度実績）
③従業員数	143人（令和1年4月時点）
④産業廃棄物の一連の処理の工程	下記別紙3のとおり

2 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項（管理体制図等、別紙3を参照）

3 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 再利用可能品を保管しておき次の製造時の再利用を促進した。 各廃棄品の有価物利用を業者を交えて検討を行っている。 回収装置の運転方法を見直し廃塗料の削減を図った。 サンプルの量と数を見直し必要最小量としてそのサンプル有効切れ時の廃棄量削減に努める。
②計画	（今後実施する予定の取組） 再利用促進を継続実施してゆく。 回収装置運転状況の見直しを図り廃塗料発生量の抑制をより一層進める。 また、産廃発生量がより少ない型式の回収装置への更新の検討を進める。 ※廃塗料の有価物処理の可能性を再度検討する。

4 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 屋外危険物貯蔵所に廃塗料専用置場を設けて一次置き場として外部委託処理を計画的に実施し保管量の適正化を図り発生量も工場共有情報化し、周知している。
②計画	（今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 発生量の多い回収装置については運転条件と発生量の傾向管理を行い発生の抑制に努めてもらう。

5 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 特になし。
②計画	（今後実施する予定の取組） 特になし。

6 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） 特になし。
②計画	（今後実施する予定の取組） 特になし。

7 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

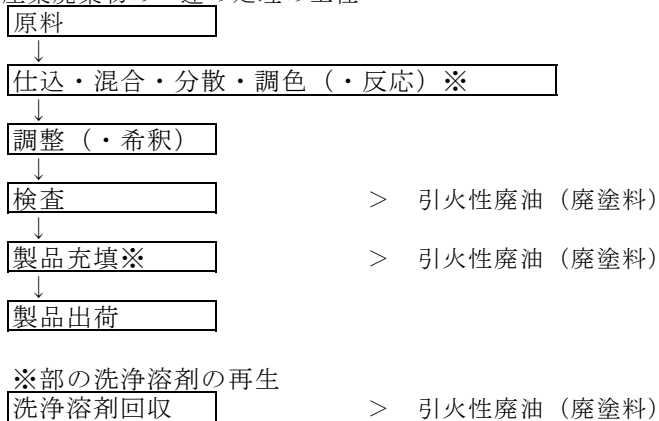
①現状	（これまでに実施した取組） 特になし。
②計画	（今後実施する予定の取組） 特になし。

8 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	（これまでに実施した取組） ①焼却残渣を埋立処分ではなく再生利用する業者への依頼割合を増やす。 ②産廃委託処理業者訪問調査の実施。 H30.10 エコシステム山陽 ⇒判定:問題なし H30.10 新日本開発 ⇒判定:問題なし
②計画	（今後実施する予定の取組） 委託処理業者とその処理業者の処理状況確認の打合せ ・新日本開発 ・エコシステムズ山陽

(別紙3)

○ 産業廃棄物の一連の処理の工程



『引火性廃油 (廃塗料)』

収集運搬 < 委託: 横山サポートテック、新日本開発、新岡山工業、エコシステムジャパン >
→ 焼却 < 委託: 新日本開発、エコシステム山陽 >
→ 焼却残渣は再生利用又は管理型処分場で埋立処分
< 委託: 住友大阪セメント赤穂工場、岡山県環境保全事業団水島処分場 >

○ 管理体制図

